

専攻医研修資金貸与決定後の手引き

1 借用証書の提出

研修資金の貸与を受ける医師は、貸与決定通知後、「専攻医研修資金借用証書」を提出していただきます。

2 貸与の停止

貸与を受けている医師が、専門研修を休止した場合や中止した場合は、研修資金の貸与を停止します。また、研修を再開した場合、継続の貸与が認められた場合は、貸与は再開されます。研修を休止する場合や再開する場合は、速やかに御連絡ください。

3 貸与の中止

貸与を受けている医師が、次の事項のいずれかに該当することとなった場合には、研修資金の貸与を行わないこと（中止）とします。

研修資金の貸与が中止された場合には、1月以内に研修資金の全額を返還しなければなりません。ただし、医師が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、研修資金を返還することが困難であると認められる場合は、研修資金の返還の全部又は一部が免除されることがあります。

- (1) 専門研修を中止したとき。
- (2) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (5) その他研修資金の貸与を受けている者として不相当と認められるとき。

4 変更事項の届出等

貸与を受けている、又は貸与を受けた医師は、次の事項に変更があったときは、届出等が必要になります。

- (1) 変更事項等の届出
 - ・氏名又は住所を変更したとき。
 - ・専門研修を受ける病院を宮崎大学医学部附属病院から変更したとき。
 - ・保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき。
 - ・返還の免除を受ける前に勤務する病院を変更したとき。
 - ・大学講座を除籍したとき。
- (2) 保証人の変更承認申請
 - ・保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするとき。

5 研修資金の返還

研修資金の貸与を受けた者が、下記のいずれかに該当するときは、その理由が生じた月の翌月末までに貸与した研修資金を返還しなければなりません。

- (1) 研修資金の貸与が中止されたとき
- (2) 初期臨床研修修了後10年以内に県立日南病院又は県立延岡病院で貸与を受けた期間に相当する期間(貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年)勤務しなかったとき。
- (3) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

6 研修資金の返還猶予

研修資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により研修資金の返還の全部又は一部を猶予することがあります。

- ・心身の故障、災害その他やむを得ない事由で支払が困難であると認められるとき。

7 研修資金の返還免除

(1) 全額免除

研修資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により研修資金の返還の全部が免除されます。

ア 貸与を受けた期間が2年以上の場合は、初期臨床研修修了後10年以内に県立日南病院又は県立延岡病院に赴任し、2年勤務したとき。

イ 貸与を受けた期間が2年未満の場合は、初期臨床研修修了後10年以内に県立日南病院又は県立延岡病院に赴任し、貸与を受けた期間と同期間勤務したとき。

(2) その他

研修資金の貸与を受けた医師が、下記の要件に合致する場合は、申請により研修資金の返還の全部又は一部を免除することがあります。

ア 業務上の理由で死亡、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったとき。

イ 初期臨床研修修了後10年以内に県立日南病院又は県立延岡病院で勤務したが、勤務期間が返還免除の要件に満たなかったとき。

8 研修資金の返還及び返還免除に係る期間延長の特例

資金貸与後、5(2)及び7に規定する期間内に育児休業等を取得した者は、その休業により業務に従事することができない期間及び県立宮崎病院において勤務した経験がある者は、その勤務期間に相当する期間、それぞれの期間を延長する。